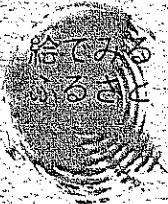
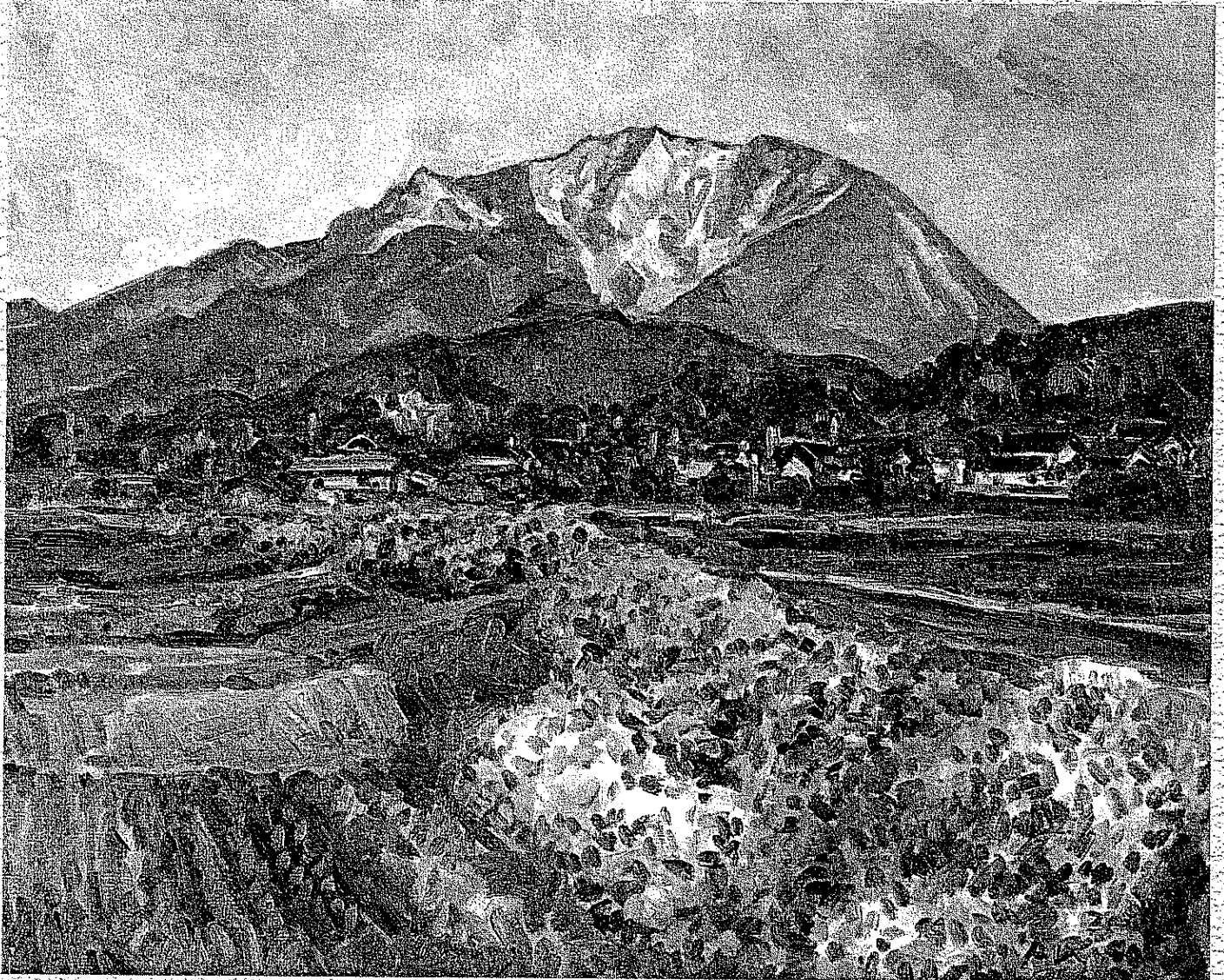


# とっとり 県政 だより

資料 I

# 6

2003(平成15)年



## Vol.2 大山を背にしたあじさい道 (大山町)

高麗山の東寄り、大山北壁を背にあじさい道が続く、大山町宮内地内。すぐ下手には仁王堂公園もあり、日曜日には朝市も開催され賑わいます。

◎画/谷川 章氏  
米子美術家協会会員  
チャーチル会米子客員  
中山町在住

<b>特集</b> 博物館へ行こう	2
地元のこだわり農産物	6
弁護士公設事務所開設	8
目指せ!環境先進県	9
「人権ってなんだろう」①	9
文化を楽しもう⑥	10
シリーズ 協働	10
あの人この人	11
とっとり歴史散歩	12
おしらせ・こよみ	13

# 弁護士過疎の解消に 全国初の奨励金で県も積極的に開設支援

倉吉ひまわり基金法律事務所開設

今年三月二十日、倉吉市駄経寺町に「倉吉ひまわり基金法律事務所」が開設されました。

この法律事務所は、日本弁護士連合会の「ひまわり基金」により開設・運営される公設事務所ですが、その活動内容は一般の法律事務所とほぼ同じです。

鳥取地方裁判所の倉吉支部管内は、人口が約十二万人でありながら、弁護士がわずかに三人という弁護士過疎で、これを解消するために鳥取県弁護士会の取り組みにより、実現したものです。

また、開設に向けて県も、所長弁護士に奨励金を出すという、地



佐野泰弘弁護士

方公共団体としてははじめての財政支援を行いました。

この法律事務所の初代所長となった佐野泰弘弁護士は、大阪府高槻市出身の三十二歳。昨年十月から米子市内の法律事務所勤務されたこのたびの募集に応じ、当事務所の開設者として名乗りを挙げたのです。

## いろいろな法律分野で 多くの手助けを

都会では、特定の法律分野だけを専門に扱う法律事務所が多いのですが、佐野弁護士は、「特定の法律分野にとらわれず、いろいろな分野に挑戦し、多くのかたの手助けをしたい、地方であればそのような仕事ができる」と考えました。また、近年司法試験の合格者は増えているものの、必要とされている地方の弁護士はいっこうに増えていないことを知り、「弁護士として依

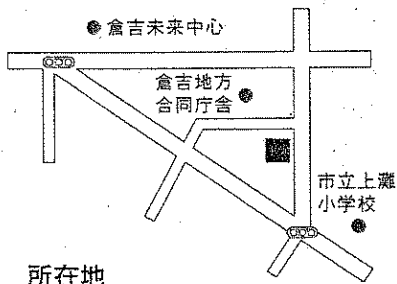
頼者の利益を図るだけでなく、社会に貢献したい」と思いました。公設事務所開設が、地方の弁護士過疎解消の一助となるとともに、「自分に続く新しい弁護士が来るきっかけになれば」との思いです。また、倉吉を選んだ理由のひとつに「高校時代に山陰旅行をしたときの、自然環境に恵まれた良い印象があったから」とも言います。

## 社会貢献を目指して

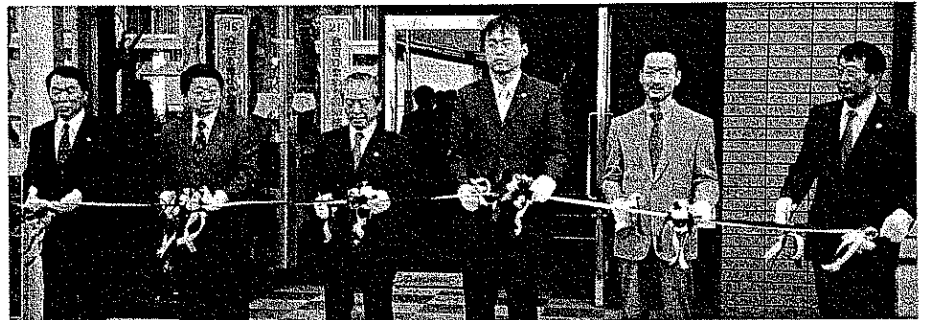
「今はまだ開設したばかりなので、勉強して一つひとつの仕事丁寧にかちんとすることで、依頼してくださった人から相談して良かったと思われよう、そして人間的にも信頼を得られるよう自分自身を磨いていきたい」と語る佐野弁護士。「県民のみなさんが法的トラブルに巻き込まれたときの最後の砦として、最善の方法を一緒に考えて考え、解決することで少しでも社会に貢献したいですね。」と、今後の抱負を語っています。

開設されてから二か月余り。日ごとに事務所を訪ねる人が増えていきます。法律上の問題があってもなかなか相談できなかったかたは、これを機会に事務所を訪ねてみてはいかがでしょう。

### 倉吉ひまわり基金法律事務所



所在地  
倉吉市駄経寺町二丁目1-18  
オフィスK201号  
電話 0858・22・0511



開所式のテープカット

# とっとり 県政 だより

2002(平成14)年  
9月号 No.509

毎月1日発行  
全世帯配布

9

がんばってます!!	2
支援費制度	5
「司法」を身近にするために	6
大盛況に終わった青谷上寺地遺跡の県外展覧会	8
仁風閣で幻想の舞台	8
「県民の声」募集	9
目で見るとっとり・ととりの歴史	11
フルーツとブナ林の里 八東町	12
おしらせ・こよみ	13



県内の美しい自然や文化財のすばらしさを、一流の芸術家との共演を通して再認識していただくこと、7月23日、重要文化財 仁風閣にニューヨーク・シンフォニックアンサンブルを迎えて「仁風閣ロイヤルコンサート」が開催されました。

◎写真/ライトアップされた仁風閣とニューヨーク・シンフォニック・アンサンブル

このみずみずしさを未来へ  
鳥取県

編集発行/鳥取県総務部広報課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7021・7755 FAX 0857-29-6621

Eメール kouhou@pref.tottori.jp

とりネット URL <http://www.pref.tottori.jp/>

# 「司法」を身近にするために

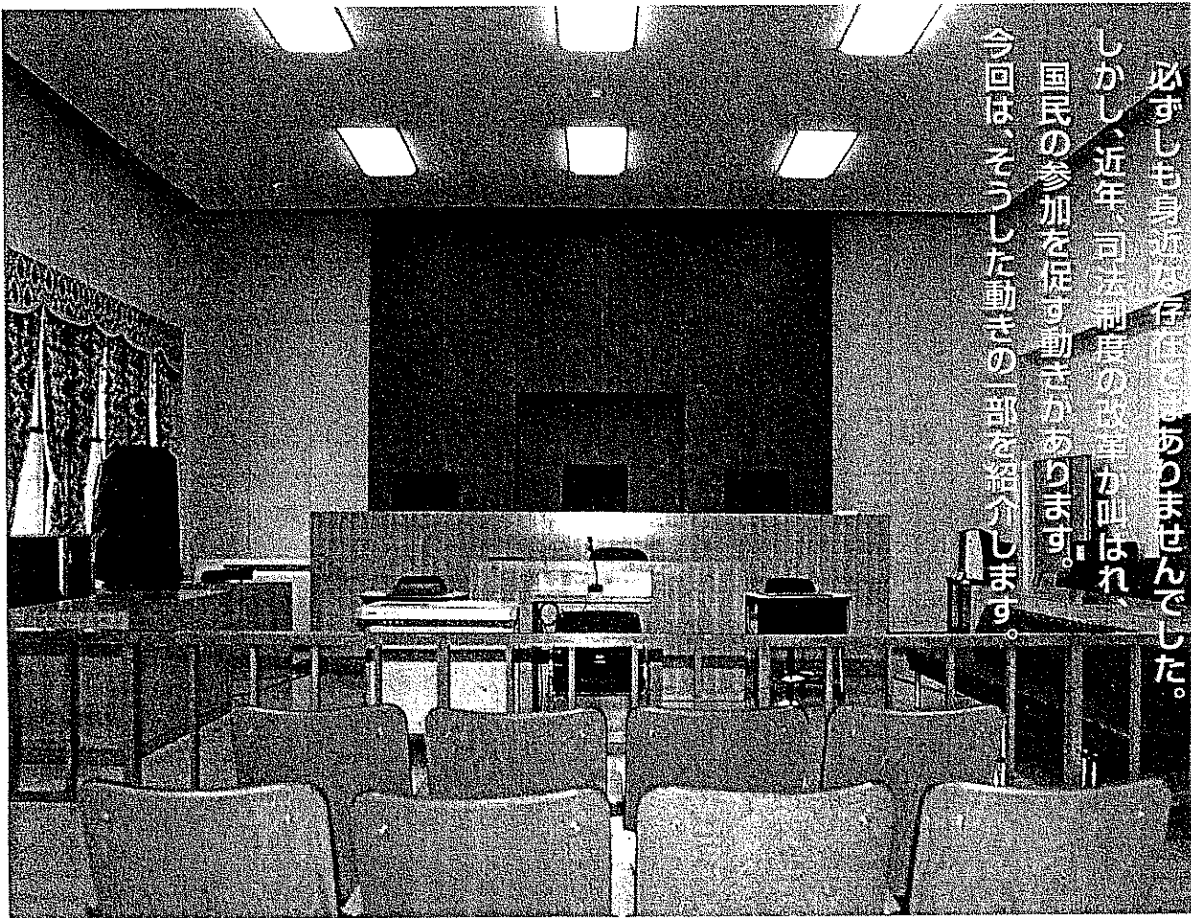
「司法」は、これまで私たちにとって、

必ずしも身近な存在ではありませんでした。

しかし、近年、司法制度の改革が叫ばれ、

国民の参加を促す動きがあらわれ、

今回は、そうした動きの一部を紹介します。



鳥取地方裁判所 32号法廷

## 司法制度改革の動き

二十一世紀を迎え、社会は複雑・多様化し、急速に国際化も進んでいます。そうした中、自由かつ公正な社会を実現していくためには、その基礎となる司法が新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとならなければなりません。具体的には、国民の期待に応える司法制度の整備、優れた法曹の確保、国民の司法参加といった面で司法制度改革が行われようとしています。

司法制度改革が実現すると、鳥取県でも弁護士人口（七月十五日現在、二十四名）が大幅に増えると予想され、これまでのような弁護士人口が少ないために十分な法的サービスが受けられないなどの問題が改善されます。

また、今回の司法制度改革の大きな目玉として、国民が司法に参加する「裁判員」制度が近い将来実現しようとしています。

アメリカやイギリスでは「陪審制」といい、普通の人々がプロの裁判官と協力して判定から刑罰までを決める制度があり、世界では六十以上の国が、こうした国民が裁判に参加する制度を採用しています。

わが国に導入されようとしている裁判員制度も、重大な刑事事件について、国民から選挙人名簿によつ

て無作為に抽出された市民が、裁判員として裁判に加わり、裁判官と一緒に証拠調べを聞いて、被告人の有罪、無罪を決め、有罪の場合、どのくらいの刑が妥当か決めるという制度です。

鳥取県弁護士会では、この制度をより多くの県民のかたに知ってもらうため、昨年は米子市で、今年には鳥取市で模擬裁判劇を実施しました。しかし、裁判員制度は導入が決まったものの、制度の内容については色々な意見があり、流動的です。裁判員の数をできるだけ少なくしようという動きも強く、裁判員が飾り物にならないか、危惧されています。

今回の司法制度改革をよりよい制度改革とするために、この問題を県民の皆さん一人ひとりが自分の問題としてとらえて、司法について関心を持つことが必要です。

### 問合せ先

鳥取県弁護士会

【鳥取】鳥取市東町二丁目三二

電話 0857・22・3912

ファクシミリ 0857・22・3920

【米子】米子市西町六一

電話 0859・23・5710

ファクシミリ 0859・23・5711

### 弁護士会とは？

弁護士会は、弁護士法で各都道府県ごとに設立を義務づけられた法人です。弁護士が事務所を開設しようとするときは、その地域にある弁護士会に加入しなければなりません。

# 「恋と炎の吉岡温泉放火事件」

## ”模擬裁判”レポート

法律のプロである弁護士と一般からの参加者で、まったく別の判断が下されました。裁判官役の弁護士六人中五人が被告人を有罪に。これに対して、市民から選ばれた裁判員では三十六人中二十七人が無罪を主張。さらに、会場の傍聴者による投票でも、圧倒的に無罪を支持する票が多くなったのです。



模擬裁判の様子

題材に、舞台を鳥取市の吉岡温泉に修正して行われました。容疑を認めていた被告人が、公判で一転してアリバイを主張し容疑を否認したため、多くの証人に出廷してもらい、そのアリバイを崩そうとする内容です。

これは、去る六月十五日に、鳥取県弁護士会が司法制度改革の取り組みの一環として、鳥取県議会本会議場で実施した裁判員制の模擬裁判劇「恋と炎の吉岡温泉放火事件」の評議結果です。県議会の本会議場を使つての模擬裁判は、全国でも初めての試みでした。



現場説明をする検察官役のかた

県議会議員、十六才の女子高校生から七十二才の男性まで幅広いかたがたが、裁判員として五つのグループに別れ、証人尋問を聞き、裁判官役にふんじた弁護士と一緒にアリバイや犯行動機、自白の信用性などについて、さながら法廷ドラマのような白熱した議論を展開しました。

裁判員として参加したかたからは「人を裁く重みを感じた」「市民参加は良い制度だが、同時に責任の重さを痛感させられた」などの意見が寄せられ、県弁護士会としても、「これらの意見をもとに、今後裁判員制度がより理想的なものとなるよう運動していきたい」と話しています。

### 法律相談センター倉吉開設

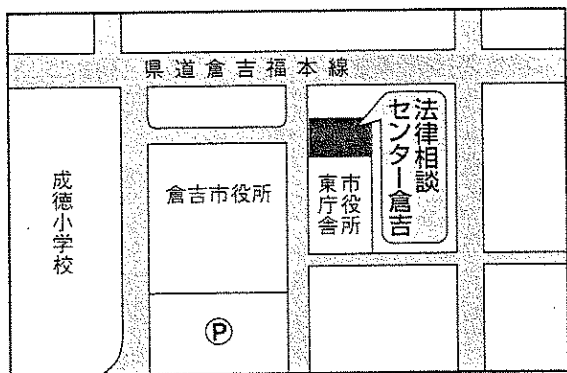
今年九月、鳥取、米子に続いて「法律相談センター倉吉」が開設されます。

テレビ電話の設置により、鳥取市と米子市の弁護士にも相談ができるなど、利用しやすくなつていきますので、ぜひご利用ください。

(相談要予約)

相談日/毎週金曜日午後一時～四時  
住所/倉吉市葵町七二四番地一五  
連絡先/0857・22・3912  
相談料/三十分五千円

(収入の少ないかたは、財団法人法律扶助協会の相談援助が受けられます。お気軽にお申し出ください。)



### 無料法律相談の実施

「法の日週間」(十月一日～七日)にあわせ、県弁護士会では、無料法律相談を実施します。

日時/十月七日(月)  
午前十時～正午・午後一時～三時  
場所/鳥取・倉吉・米子の各地方裁判所・支部内の弁護士控室  
受付方法/当日先着順

・鳥取・米子 各二十五人程度  
・倉吉 八人程度  
(電話での予約はできません。)

### 鳥取県の司法教育

鳥取県では、高校生等の消費者問題に関する法的な知識を深め、悪質商法やカードローンによる被害を未然に防止するため、県弁護士会の協力のもとに、希望のあった高等学校などの生徒に対して、司法教育を実施しています。

#### 〔今年度実施校〕

倉吉高等学校、淀江産業技術高等学校、倉吉農業高等学校、米子北高等学校、鳥取西工業高等学校、岩美高等学校、倉吉北高等学校、境高等学校、鳥取女子高等学校、米子東高等学校、米子松蔭高等学校、米子養護学校、鳥取盲学校、鳥取聾学校、鳥取養護学校

# 県政 だより

とっとり

**特集** ドメスティック・バイオレンスは犯罪です!.....2頁

**県議会から** .....4

皆さんの近くに鳥取県弁護士会 .....6

紹介します! 最新研究とその成果~農業試験場~ .....7

とっどりの力 県内でがんばる企業・先端技術を紹介します④ .....8

長寿のひけつは「いきいき」、「わくわく」 .....13

**県民の声** 鳥取県県民意識調査結果から .....9

**あの人への** .....10

**みんなで子育て** 同居の子育て 核家族の子育て .....11

**防災あれこれ** .....11

**ふるさと自慢** ニッポンの年間リゾート 羽合町 .....12

**とっどりの歴史** 年輪年代法で証明された三徳山の歴史 .....13

# 2

2002(平成14)年2月号, No.502

編集発行/総務部広報課  
 毎月1回発行(全誌郵政)  
 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220  
 ☎ 0857-26-7021・7755  
 ファクシミリ 0857-29-6621  
 Eメール kouhou@pref.tottori.jp  
 インターネット(とりネット)URL  
<http://www1.pref.tottori.jp/>



小学生としては初めて12月定例県議会の本会議を、大栄町の大栄小学校の6年生116人が傍聴しました。  
 当日は、県政に対する一般質問が行われ、牛海綿状脳症(BSE)や雇用対策などに関する議員と知事のやり取りを、メモを取りながら熱心に聴きました。

◎写真/平成13年12月12日、県議会本会議場で。

昨年八月、鳥取県が弁護士制度に関する県民意識調査を実施したところ、「弁護士の業務などがよくわからない」という意見をたくさんいただきました。そこで、今回、鳥取県弁護士会の主な活動についてご紹介いたします。

### 弁護士会がとったこと

弁護士会は、弁護士法で各都道府県ごとに設立を義務づけられた法人です。弁護士が事務所を開設しようとするときは、その地域にある弁護士会に加入しなければなりません。

鳥取県には鳥取県弁護士会があり、その会員は総勢二十五人です。

平成十二年には鳥取市と米子市に会館を設置し、平成十年に導入したテレビ会議システムで二カ所を結び、意思疎通を図りながらさまざまな活動を行っています。

### 困りごと相談

「困りごとがあっても誰に相談してよいのかわからない」「弁護士に相談したいがその方法がわからない」—そんな県民の皆さんの声にこたえて、鳥取県弁護士会では法律相談センター鳥取と法律相談センター米子を設置しています。

#### ●法律相談センター鳥取(要予約)

相談日/毎週土曜日 午前九時三十分～正午

場所/鳥取県弁護士会仮会館(鳥取市東町二丁目二二)

連絡先/0857・22・3912

#### ●法律相談センター米子(要予約)

相談日/毎週木曜日 午後三時～七時

場所/米子天満屋(四階)(米子市西福原二丁目一〇)

連絡先/0859・23・5710

※相談料は、いずれも三十分五円です。なお、収入の少ない方には法律扶助による無料相談もあります。

そのほかにも、各法律相談センターでは弁護士を紹介しています。この場合、紹介した弁護士事務所と相談を受けることとなります。

相談申込受付/月曜日～金曜日 午前九時～午後四時三十分まで  
相談料/三十分ごとに八千円

鳥取県では、県弁護士会など関係機関と連携・協力しながら、県民の皆さんがより利用しやすい法的サービスの実現をめざした取り組みを進めています。

●皆さんの近くに●  
**鳥取県弁護士会**

鳥取	鳥取市東町二丁目221
☎	0857-22-3912
ファクス	0857-22-3920
米子	米子市西町62
☎	0859-23-5710
ファクス	0859-23-5711

### 法律三知識

将来、痴呆になった時のために、適切な処置を取りたいのではありませんか。...

① 弁護士や親族、知人などあなたが選んだ人に、将来のあなたの代理人(後見人)として療養看護や財産管理を委任することができます。これを任意後見契約といひ、公正証書を作成して契約しなければなりません。

② 痴呆などになった時には、代理人(後見人)を監督するため、裁判所が任意後見人を選任し、その時から任意後見が始まります。

③ さらに痴呆になっている場合には、症状に応じて、補助人、保佐人、成年後見人を選任する法定後見制度もあります。

鳥取県弁護士会では、法制度や人権問題に関する活動の一環として、昨年、裁判員制模擬裁判「恋と炎の皆生温泉放火事件」やシンポジウム「国民の真の司法参加を実現するためにあるべき裁判員制度を求めて」を開催しました。

シンポジウムでは、中坊公平元日本弁護士連合会会長が「国民による国民のための司法」司法改革が目指すもの」と題する講演を行いました。

“もしもあなたが裁判員なら...”  
裁判員制模擬裁判「恋と炎の皆生温泉放火事件」



昨年、米子市で開催された模擬裁判の様子

鳥取県弁護士会では人権擁護委員会を設置し、人権に関する救済申立てを受け付けています。申し立てのあった事案については、弁護士会が調査し事実を確認した上で、勧告・警告を発するなどして、人権を守るための適切な対応を講じていきます。

鳥取県弁護士会では、弁護士が当番制で刑事事件において逮捕・勾留された被疑者のところに無料(初回に限る)で面会する当番弁護士制度を設けています。当番弁護士は直ちに面会に行き、被疑者の立場や権利、今後の見通し、刑事手続きについてアドバイスします。

申込方法/本人が係官に申し出るか、家族が県弁護士会に電話連絡してください。

対象/県内の警察署・拘留所(刑務所)・鑑別所に逮捕または勾留されている被疑者が対象です。